

2011年1月14日

各 位

アリアンツ生命保険株式会社

アリアンツ生命保険、みずほ銀行と新規提携、 新商品の通貨選択型一時払変額年金保険を販売開始

アリアンツ生命保険株式会社(代表取締役社長:三宅 伊智朗)は、このたび、株式会社みずほ銀行(取締役頭取:西堀 利)と代理店委託販売契約の締結を行い、2011年1月17日より新商品「フリューゲル」【正式名称:通貨選択型一時払変額年金保険(年金原資保証型)】の販売を開始します。

この商品は、年金原資・死亡給付金額の最低保証機能^{*}を享受しつつ、外貨建て運用により更なる運用成果を目指したいお客さまのニーズにお応えします。据置(運用)期間3年で、年金原資として一時払保険料以上を最低保証する変額年金保険は日本初となります^{*}。

^{*}2010年12月27日現在。アリアンツ生命保険調べ。

販売開始日	商品名	取扱金融機関
2011年1月17日	フリューゲル	株式会社みずほ銀行
「フリューゲル」【正式名称:通貨選択型一時払変額年金保険(年金原資保証型)】の主な特徴		
1. 通貨を米ドルまたは豪ドルから選択可。 2. 据置(運用)期間は、最短3年から選択可。 ^{*1} 3. 据置(運用)期間満了時の年金原資は、一時払保険料(基本保険金額)の100%から187% ^{*2} を最低保証。 ^{*3} 4. 死亡給付金額は一時払保険料(基本保険金額)と同額を最低保証。		
^{*1} 契約日の基準金利 [*] によっては、お選びいただけない場合があります。(※基準金利とは、据置(運用)期間満了時の年金原資保証額を決定する際に基準となる金利のことです。)		
^{*2} 187%は据置(運用)期間10年・契約日の基準金利9.5%の場合の率です。		
^{*3} お申込時にご指定いただく据置(運用)期間まで運用していただく必要があります。		

アリアンツ生命保険では、資産を「ふやす」・「つかう」・「のこす」といった、資産形成についてのお客さまのあらゆるニーズを満たす多様な保険商品の開発に取組み、引続き商品ラインアップの拡充を進めていく予定です。

以上

アリアンツ・グループについて

アリアンツ・グループは、世界70か国以上で損害保険、生命保険、資産運用など幅広い金融サービスを提供する世界有数の保険・金融サービスグループです。グループの総資産は2010年9月末時点で約6,227億ユーロ(約71兆1,300億円、1ユーロ=114.24円で換算)となっています。アリアンツ生命保険株式会社は、アリアンツ・グループの持株会社であるアリアンツSEの100%子会社です。2008年4月に営業を開始し、現在は主に金融機関窓口を通じて一時払変額年金保険・一時払変額終身保険を販売しています。

(ホームページ: アリアンツ・グループ <http://www.allianz.com> アリアンツ生命保険 <http://life.allianz.co.jp>)

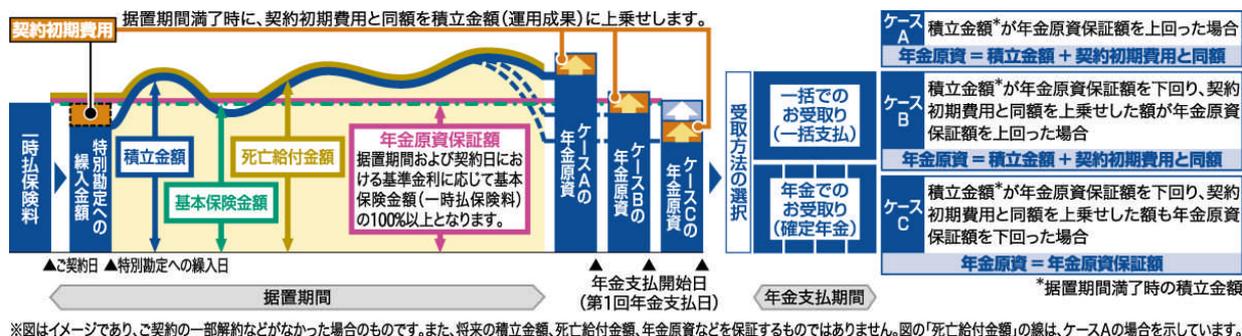
<本件に関するお問合せ先>

アリアンツ生命保険株式会社 広報担当

Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

「フリューゲル」【通貨選択型一時払変額年金保険(年金原資保証型)】の概要

商品のしくみ図



商品の主な特徴

- 通貨は、米ドルまたは豪ドルからお選びいただけます。**
 一時払保険料のお支払い、年金などのお支払いにあたっての通貨を米ドルまたは豪ドルからお選びいただけます。なお、ご契約後に通貨を変更することはできません。
- 据置(運用)期間は、最短3年からお選びいただけます。**
 据置(運用)期間は3年・5年・10年からお選びいただけます。ただし契約日の基準金利^{*1}によっては、お選びいただけない据置(運用)期間があります。
^{*1} 基準金利とは、据置(運用)期間満了時の年金原資保証額を決定する際に基準となる金利のことです。
- 据置(運用)期間満了時には、運用成果に契約初期費用と同額を上乗せします。**
また、年金原資は一時払保険料(基本保険金額)以上を最低保証します。
 据置(運用)期間満了時の積立金額(運用成果)には、契約初期費用と同額を上乗せします。据置(運用)期間満了時の年金原資は、据置(運用)期間および契約日における基準金利に応じて、一時払保険料(基本保険金額)以上を最低保証します^{*2}。最低保証額は、据置(運用)期間および契約日の金利水準に応じて、一時払保険料(基本保険金額)の100%~187%^{*3}となります。
^{*2} お申込時にご指定いただく据置(運用)期間まで運用していただく必要があります。
^{*3} 187%は据置(運用)期間10年・契約日の基準金利9.5%の場合の率です。
- 死亡給付金額は一時払保険料(基本保険金額)と同額を最低保証します。**

据置(運用)期間中の解約返戻金には契約初期費用と同額の上乗せや、年金原資保証額の最低保証はありません。また、死亡給付金額には基本保険金額の最低保証がありますが、契約初期費用と同額の上乗せはありません。

ご契約のお取扱い 「フリューゲル」の主なお取扱いはつぎのとおりです。

契約年齢	0歳~75歳(契約日における被保険者の満年齢)
基本保険金額(一時払保険料)	30,000ドル~5億円(100米ドル・豪ドル単位) ※被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
増額	お取扱いしません。
据置(運用)期間	3年・5年・10年 ※契約日の基準金利によってはお選びいただけない据置(運用)期間があります。
付加できる主な特約	円建年金移行特約、年金円支払特約Ⅱ、円支払特約、遺族年金支払特約、年金分割支払特約
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です。

諸費用について

この商品には、つぎの「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額がかかります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「外貨のお取扱いにかかる費用」がかかります。

契約初期費用 (消費税対象外)	一時払保険料に対して、据置期間3年の場合は2.0%、据置期間5年の場合は3.0%、据置期間10年の場合は5.0%を、特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。
保険契約関連費用 (消費税対象外)	特別勘定の資産総額に対して年率2.9%の1/365を毎日控除します。
資産運用関連費用 (消費税対象外)	特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して年率0.36%の日割額を、管理報酬などとして毎日控除します。
年金管理費 (消費税対象外)	支払年金額に対して1.0%を、年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。遺族年金支払特約による年金のお支払いについても同様のお取扱いです。
解約控除 (消費税対象外)	据置期間中に解約・一部解約をされる場合、据置期間および契約日からの経過年数に応じ、解約控除対象額に対して4.0%～0.4%を解約返戻金の支払時に積立金から控除します。

- 資産運用関連費用として、管理報酬(運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます)およびブルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税(年次税)を記載しています。そのほかに、有価証券の売買委託手数料などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。また、年金管理費は、将来変更されることがあります。

【外貨のお取扱いにかかる費用】

- 保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、外貨建ての年金などのお受取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関にご確認ください。
- 年金や死亡給付金などを円でお受取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくこととなります。アリアンツ生命所定の為替レートとTTM(対顧客直物電信売買相場仲値)との差額が外国為替手数料として年金円支払特約Ⅱ、円支払特約適用時のご負担となります。
- 外貨のお取扱いにかかる費用は、将来変更されることがあります。

投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国株式および外国債券などを主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額などが変動します。したがって、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

- この商品は外貨建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

このプレスリリースは、「フリーゲル」の概要を説明するものです。この商品のご検討・お申込みの際には、「契約締結前交付書面」(契約概要/注意喚起情報)、「商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご覧ください。